

笹貫訪問看護ステーション愛の街 重要事項説明書

5. 利用料について

- (1) 介護保険給付のご利用者は、介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合のご負担となります。ただし、ご利用者が要介護認定をまだ受けていない場合には、法定額の全額を申し受け、結果通知の後、保険者である市町村役場からの償還を受ける為に必要な「サービス提供証明書」を交付します。また、居宅サービス計画を自己作成される方々も同様です。
- (2) 支給限度額を超えるなど、保険外での「上乗せサービス」の提供がケアプラン上計画されている場合は、法定介護報酬額の全額の請求となります。
- (3) 保険料の未納等の理由により給付率が制限される対象者については10割から給付率を減じた差額分を申し受けます。
- (4) 医療保険によるご利用者の場合は、それぞれの健康保険制度により規定されている、診療報酬の自己負担分となりますが、身体障害者福祉制度の更生医療による助成が受けられる場合もあります。(医療保険の適用の判断は、主治医の治療上の診断により行われるもので、ご利用者の選択を許容するものではありません。)
- (5) 当訪問看護ステーションは、緊急時訪問看護加算及び特別管理加算を算定できる基準を満たしております。
- (6) 外出・通院介助を行った際、公共交通機関を利用した場合はその実費を別途申し受けます。
- (7) 料金の詳細は、別紙料金表をご参照ください。

6. 利用料金の支払いについて

月末締めで翌月15日前後に請求書を発行いたします。月末までにお支払いください。

7. 契約保証人について

- (1) 契約保証人は、本契約に基づく利用者の当施設に対する一切の債務につき、30万円を極度額として、利用者と連帯して債務を履行する責を負います。
- (2) 当施設が契約保証人に対して履行の請求をしたときは、利用者に対しても、その履行の請求の効力が生じるものとします。
- (3) 契約保証人から請求があったときは、当施設は、契約保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額など利用者の当施設に対する債務に関する情報を提供するものとします。

8. 利用の休止・終了について

下記の場合は、自動的にサービスの提供を終了（休止）します。

- ① ご利用者が、医療機関・または介護保険施設等に入院した場合
- ② ご利用者の認定区分が自立と認定された場合
- ③ ご利用者が死亡した場合
- ④ ご利用者又はご家族より、従業員に対し暴言暴力行為・迷惑行為などの身体的精神的に脅かされる危険行為を被った場合
- ⑤ ご利用者が正当な理由無く、又は故意に指定訪問看護の利用に関する指示に従わず要介護状態を悪化させた場合、又は常識を逸脱する行為をなし改善しようとしなないなどの場合

9. 秘密保持について

- (1) 当指定訪問看護事業所は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービス提供にあたって知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしません。
- (2) 当指定訪問看護事業所は、その従業員が退職後、在職中に知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
- (3) 当指定訪問看護事業所は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家

族の個人情報を用いる場合は利用者の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議において、その個人情報を用いません。

1 0. 利用の中止・変更・追加等について

- (1) 利用予定日の前に、訪問看護の中止または変更・新たなサービスの利用を追加することもできます。ただし、この場合は、その旨を予め居宅介護支援事業者（ケアマネージャー）への申し出と計画の変更の了承が必要です。
- (2) 利用内容の変更、追加の申し出に対しては可能な限り応じますが、稼働状況等により当方より他日に振り替えを依頼する場合があります。
(いずれの場合も居宅介護支援事業者(ケアマネージャー)への事前の連絡・相談が必要です。)

1 1. 緊急時の対応

訪問看護の提供中または、その他の時間に、ご利用者に急変が生じた場合または、その他緊急の処置が必要な際は24時間体制で連絡や訪問は可能です。速やかに主治医と連携し対応を行います。

1 2. 事故発生時の対応

訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村・ご利用者のご家族・ご利用者に係わる居宅介護支援事業者等に連絡します。また、事故の状況及び事故に際しての処置等については記録します。

1 3. 訪問看護サービス利用に当たっての留意事項

- (1) 予め計画されたケアプランに基づき実施されるよう、ご協力ください。また、当訪問看護ステーションは、受け持ち看護師制ではありませんので、2名以上の看護師が交替で訪問することがあります。
- (2) 貴重品、現金等の預かりを行う場合は、ご本人と従業者と共に金額等の確認を行った上で預り証を発行します。
- (3) 早朝、夜間、深夜の訪問の場合は、鍵をお預かりすることがあります。
- (4) 訪問時、公・私用車で訪問する場合がありますが、ご利用者を同乗して外出することはできません。
- (5) 訪問看護に必要な衛生材料等の提供は当訪問看護ステーションでは行えないため、必要に応じて購入及び管理をお願いすることがあります。
- (6) 従業者への金品の贈り物などはお受けいたしませんのでご遠慮ください。
- (7) 従業者へのご依頼やお問い合わせは必ず事務所へご連絡ください。個人的に電話番号や住所等のお知らせはできません。
- (8) 訪問看護のサービス提供中に、従業者の明らかな過失によりご利用者に損害が発生した場合（物品の破損及び紛失など）は、損害の補償をいたします。
- (9) 介護認定に基づく「介護給付」としての訪問看護は、ご本人へのサービス提供に限定されます。
- (10) サービス提供前後に、感染予防のため洗面所を利用させていただきます。

1 4. 要望及び苦情等の相談

当指定訪問看護事業所にご意見やご要望のある方は、お気軽にご相談ください。

<相談窓口>

笹貫訪問看護ステーション愛の街	管理者	TEL	099-210-0150
鹿児島市役所	介護保険課	TEL	099-216-1277
鹿児島県国民健康保険団体連合会	介護保険課	TEL	099-213-5122

１．訪問看護費

１割負担額

２割負担額

３割負担額

①訪問看護Ⅰ １	２０分未満	３１４円	６２８円	９４２円
②訪問看護Ⅰ ２	３０分未満	４７１円	９４２円	１，４１３円
③訪問看護Ⅰ ３	３０分以上～６０分未満	８２３円	１，６４６円	２，４６９円
④訪問看護Ⅰ ４	６０分以上～９０分未満	１，１２８円	２，２５６円	３，３８４円
<夜間早朝深夜料金（介護予防も含む）> ← 上記に加算 ※ 午前６時から８時の時間帯の訪問は、上記の２５％増。 ※ １８時から２２時の時間帯の訪問は、上記の２５％増。 ※ ２２時から６時までの時間帯の訪問は、上記の５０％増。 ※ 特別管理加算対象者のみ				
<事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合>（介護予防も含む） ※同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者２０名以上にサービスを行う場合所定単位の１０％減算 ※同一敷地内建物等の利用者５０名以上の場合：１５％減算				
訪問看護Ⅰ ５は週６回まで <定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携した場合（１月につき）> ⑤要介護１～４ ２，９６１円 ⑥要介護５ ３，７６１円 ※ 急性増悪等により頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合、指示の日数に応じて、要介護１～５は一日につき９７円を減算します。 ※ 月の途中で、利用開始または終了した場合 要介護度に変更があった場合、転居やショートステイ等を利用した場合 など日割り計算し算定します。				

２．介護予防訪問看護費

１割負担額

２割負担額

３割負担額

①訪問看護Ⅰ １	２０分未満	３０３円	６０６円	９０９円
②訪問看護Ⅰ ２	３０分未満	４５１円	９０２円	１，３５３円
③訪問看護Ⅰ ３	３０分以上～６０分未満	７９４円	１，５８８円	２，３８２円
④訪問看護Ⅰ ４	６０分以上～９０分未満	１，０９０円	２，１８０円	３，２７０円

3. 加算

1 割負担額

2 割負担額

3 割負担額

【介護保険】

緊急時訪問看護	月 1 回	6 0 0 円	1, 2 0 0 円	1, 8 0 0 円	常時、連絡・訪問が対応できる体制
特別管理（Ⅰ）	月 1 回	5 0 0 円	1, 0 0 0 円	1, 5 0 0 円	悪性腫瘍・気管切開・気管カニューレ・留置カテーテル
特別管理（Ⅱ）	月 1 回	2 5 0 円	5 0 0 円	7 5 0 円	厚生労働大臣が定める状態
初回 加算(1) 加算(2)	開始月 1 回	3 5 0 円 3 0 0 円	7 0 0 円 6 0 0 円	1, 0 5 0 円 9 0 0 円	(1)退院又は退所日に初回訪問 (2)退院又は退所日の翌日以降に初回訪問
退院時共同指導	1～2 回/月	6 0 0 円	1, 2 0 0 円	1, 8 0 0 円	退院退所に当り、主治医とその他の職員と共同で必要な指導を行った場合
看護介護連携強化	月 1 回	2 5 0 円	5 0 0 円	7 5 0 円	たん吸引等実施事業所との連携
長時間訪問看護	1 回につき	3 0 0 円	6 0 0 円	9 0 0 円	特別管理加算対象者にかぎる
複数名訪問	30 分未満 30 分以上	2 5 4 円 4 0 2 円	5 0 8 円 8 0 4 円	7 6 2 円 1, 2 0 6 円	看護師・理学療法士・作業療法士が 2 人以上で看護を行った場合
サービス提供体制Ⅰ	1 回につき	6 円	1 2 円	1 8 円	強化加算基準を満たした場合
サービス提供体制Ⅱ	1 月につき	5 0 円	1 0 0 円	1 5 0 円	定期巡回随時対応事業所と連携の場合
看護体制強化加算Ⅰ	1 月につき	5 5 0 円	6 0 0 円	1, 6 5 0 円	強化加算基準を満たした場合
看護体制強化加算Ⅱ	1 月につき	2 0 0 円	4 0 0 円	6 0 0 円	強化加算基準を満たした場合
(介護予防)看護体制強化加算	1 月につき	1 0 0 円	2 0 0 円	3 0 0 円	強化加算基準を満たした場合
ターミナルケア	死亡月 1 回	2, 5 0 0 円	5, 0 0 0 円	7, 5 0 0 円	
専門管理加算	1 月につき	2 5 0 円	5 0 0 円	7 5 0 円	専門の研修を受けた看護師が専門的な管理を含む訪問看護を実施した場合

介護職員等処遇改善加算	1月につき+所定単位×18/1000	介護分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保を図るための制度改正
-------------	--------------------	------------------------------------

4. その他保険適用外利用料金

項 目	金 額		内 容
キャンセル料	1回につき	2,000円	訪問時不在で事前に連絡がない場合
時間外利用料	30分ごと	1,800円	特別管理加算を算定せず、訪問時間が1時間30分を越えた場合
緊急訪問料1	30分ごと	4,000円	緊急時訪問看護加算を算定していない場合・契約前訪問の場合
緊急訪問料2	30分ごと	1,800円	複数サービスと同一時間に訪問した場合
延長料	30分ごと	1,800円	計画外の時間延長をした場合
通院入院介助料	30分ごと	1,000円	
死後処置料	1回につき	6,000円	エンゼルメイクなど
備品貸出料	1日	100円	吸引器・ポータブルトイレ 等
公共交通機関利用して通院・入院に付き添った場合の交通費		実費	※訪問看護師が単独で帰宅した時に掛かった交通費も同様
衛生材料等		実費	
その他必要物品等		実費	

【医療保険】

1-1) 訪問看護基本療養費（1日につき）

項 目		金 額		内 容
訪問看護基本療養費（Ⅰ）		週3日目まで	5,550円	看護師・理学療法士・ 作業療法士・言語聴覚士
		週4日目以降	6,550円	
訪問看護基本療養費（Ⅱ）同 1日に2人		週3日目まで	5,550円	看護師・理学療法士・ 作業療法士・言語聴覚士 ※同一建物に居住する複数の利用者への同一 日にサービスを提供した場合
		週4日目以降	6,550円	
訪問看護基本療養費（Ⅱ）同一建物 同1日に3人以上9人以下		週3日目まで	2,780円	
		週4日目以降	3,280円	
訪問看護基本療養費（Ⅱ） 同一建物同1日に10人以上19人以下		月20日目まで	2,760円	
		月21日目以降	2,660円	
訪問看護基本療養費（Ⅱ） 同一建物同1日に20人以上49人以下		月20日目まで	2,710円	
		月21日目以降	2,610円	
訪問看護基本療養費（Ⅱ） 同一建物同1日に50人以上		月20日目まで	2,610円	
		月21日目以降	2,510円	
訪問看護基本療養費（Ⅲ）		1回	8,500円	入院中の試験外泊時における訪問
訪問看護管理療養費		月の初日の訪問	7,710円	上記の訪問看護基本療養費すべてに算定
訪問看護管理 療養費 月の2日目以降	単一建物居住者 が20人未満		3,010円	
	単一建物居住者 が20人以上49 人以下	1月当たり訪問日数が 15日以下	2,510円	
		16日以上24日以下	2,310円	
		25日以上	2,210円	
	単一建物居住者 が50人以上	1月当たり訪問日数が 15日以下	2,410円	
		16日以上24日以下	2,210円	
		25日以上	2,010円	

※同一建物居住者とは

- ◇ 有料老人ホーム、マンションなどの集合住宅、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等に入居又は入所している複数の利用者
- ◇ 短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護などのサービスを受けている複数の利用者
- ◇ 同じ運営主体の複数の建物が立地する同一敷地内に居住する利用者

※同一建物居住者に訪問する場合の算定は、（Ⅰ）と（Ⅱ）混合になるときもあります。

※ 1泊2日以上の外泊で入院中1回（厚生労働大臣が定める疾病は入院中2回）

※ 特掲診療料の施設基準等別表第7に掲げる疾病等の者

※ 特掲診療料の施設基準等別表第8各号に掲げる者

※ その他在宅療養に備えた一時的な外泊に当り、訪問看護が必要であると認められた者

項 目	金 額		内 容
緊急訪問看護加算（イ）	1日につき	2,650円	主治医の指示により、緊急に訪問看護を実施した場合。月14日目まで
緊急訪問看護加算（ロ）	1日につき	2,000円	主治医の指示により、緊急に訪問看護を実施した場合。月15日目以降
夜間・早朝訪問看護加算	1回につき	2,100円	早朝（6時～8時）夜間（18時～22時）
深夜訪問看護加算	1回につき	4,200円	深夜（22時～6時）
長時間訪問看護加算	週1回	5,200円	厚生労働大臣が定める対象者
24時間対応体制	月1回	6,800円	常時、連絡・訪問できる体制
特別管理加算 （Ⅰ）（Ⅱ）	月1回	2,500円	中心静脈栄養・輸液ポンプ・点滴等・ 在宅酸素・人工肛門・褥瘡(真皮を越える)
	月1回	5,000円	在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理・気管チューレ・留置カテーテル 胃瘻・腸瘻・膀胱瘻・陽圧呼吸療法
特別管理指導加算	月1～2回	2,000円	厚生労働大臣が定める疾病であり、 退院共同指導を行った際に加算
退院時共同指導加算	月1回	8,000円	退院退所にあたり主治医等と共同し指導を行い、 内容を文書にて提供した場合（厚生労働大臣が定める疾病は月2回）
退院支援指導加算	月1回	6,000円	厚労大臣が定める疾病・重症管理加算対象者・退院当日の訪問が必要と認められた患者で退院日に病院以外にて指導を行なった場合
退院支援指導加算 （長時間）	月1回	8,400円	1回の退院支援指導の時間が90分を超えた場合。又は複数回の退院支援指導の合計が90分を超えた場合
ターミナルケア療養費1	死亡月1回	25,000円	死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上訪問
ターミナルケア療養費2		10,000円	看取り介護加算等算定している利用者に限る

在宅患者連携指導	月 1 回	3, 0 0 0 円	他職種に文書等で情報提供した場合
在宅患者緊急時等 カンファレンス	月 2 回	2, 0 0 0 円	医療関係職等と共同で患者宅に赴き カンファレンスし指導
訪問看護情報提供療養費 1・3	月 1 回	1, 5 0 0 円	市町村・指定特定相談支援事業所 に情報提供した場合 入院入所する保健医療機関等
専門管理加算	月 1 回	2, 5 0 0 円	専門の研修を受けた看護師が専門的な管理を含 む訪問看護を実施した場合
訪問看護医療 DX 情報活用加算	月 1 回	5 0 円	利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看 護の実施に関する計画的な管理を行った場合
看護・介護職員連携強化加算	月 1 回	2, 5 0 0 円	喀痰吸引等を行う『登録特定行為事業者』として 登録している訪問介護事業所と連携し、訪問介護 員が喀痰吸引等を実施することを支援すること で算定

訪問看護遠隔診療 補助料	1 日につき 2, 6 5 0 円	訪問看護ステーションの看護職員が、訪問看護指示書の有効期間内の利用者に対し、訪問看護計画に基づき定期的に行う指定訪問看護以外であって、緊急に診療を要すると判断した主治医の指示を受けて居宅を訪問し、情報通信機器を用いた診療の補助を行うこと
-----------------	----------------------	--

訪問看護物価対応料	月の初日の訪問の場合	60 円	令和 8 年度及び令和 9 年度の物価上昇に段階的に対応するため、管理療養費の算定に併せて算定
	月の 2 日目以降の訪問の場合	20 円	

◆訪問看護ベースアップ 評価料（Ⅰ）	月 1 回	(令和 8 年 6 月 以降)1,830 円	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションが主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合月 1 回算定。訪問看護ステーションに勤務する幅広い職員の人材確保及び確実な賃上げを実施する観点から、訪問看護ベースアップ評価料について、評価を見直す。
-----------------------	-------	---------------------------	--

難病等複数回 訪問看護 加算	1 日 2 回	同一建物 2 人以下		4,500 円
		同一建物 3 人以上 9 人以下		4,000 円
		同一建物 10 人以上 19 人以下		3,700 円
		同一建物 20 人以上 49 人以下		3,500 円
		同一建物 50 人以上		3,300 円
	1 日 3 回以上	同一建物 2 人以下		8,000 円
		同一建物 3 人以上 9 人以下	月 20 日目まで	7,200 円
			月 21 日目以降	6,900 円
		同一建物 10 人以上 19 人以下	月 20 日目まで	6,300 円
			月 21 日目以降	5,200 円
		同一建物 20 人以上 49 人以下	月 20 日目まで	4,800 円
			月 21 日目以降	3,500 円
		同一建物 50 人以上	月 20 日目まで	4,100 円
			月 21 日目以降	3,000 円

複数名 訪問看護 加算	看護師、保健 師、助産師、理 学療法士、作業 療法士、言語療 法士と同行	同一建物 2 人以下		4,500 円
		同一建物 3 人以上 9 人以下		4,000 円
		同一建物 10 人以上 19 人以下		3,400 円
		同一建物 20 人以上 49 人以下		3,000 円
		同一建物 50 人以上		2,700 円
	その他職員と 同行 (下記以外)	同一建物 2 人以下		3,800 円
		同一建物 3 人以上 9 人以下		3,400 円
		同一建物 10 人以上 19 人以下		2,800 円
		同一建物 20 人以上 49 人以下		2,500 円
		同一建物 50 人以上		2,200 円
	その他職員と 同行 (厚生労働大 臣が定める場 合)	1 日 1 回	同一建物 2 人以下	3,000 円
			同一建物 3 人以上 9 人以下	2,700 円
			同一建物 10 人以上 19 人以下	2,100 円
			同一建物 20 人以上 49 人以下	1,900 円
			同一建物 50 人以上	1,600 円
		1 日 2 回	同一建物 2 人以下	6,000 円
			同一建物 3 人以上 9 人以下	5,400 円
			同一建物 10 人以上 19 人以下	3,800 円
			同一建物 20 人以上 49 人以下	3,450 円
			同一建物 50 人以上	3,300 円
		1 日 3 回以上	同一建物 2 人以下	10,000 円
			同一建物 3 人以上 9 人以下	9,000 円
			同一建物 10 人以上 19 人以下	5,500 円
			同一建物 20 人以上 49 人以下	4,800 円
			同一建物 50 人以上	4,500 円

【医療保険】

2-1) 精神科訪問看護基本療養費（1日につき）

項 目	金 額				内 容
精神科訪問 看護 基本療養費 (Ⅰ)		週 3 日まで	30 分以上	5, 5 5 0 円	看護師・作業療法士
			30 分未満	4, 2 5 0 円	
		週 4 日目以降	30 分以上	6, 5 5 0 円	
			30 分未満	5, 1 0 0 円	
精神科訪問 看護 基本療養費 (Ⅲ)	同一建物、同一 日 2 人	週 3 日まで	30 分以上	5, 5 5 0 円	看護師・作業療法士 ※同一建物に居住する複数の 利用者への同一日にサービス を提供した場合
			30 分未満	4, 2 5 0 円	
		週 4 日目以降	30 分以上	6, 5 5 0 円	
			30 分未満	5, 1 0 0 円	
	同一建物、同一 日 3 人以上 9 名 以下	週 3 日目まで	30 分以上	2, 7 8 0 円	
			30 分未満	2, 1 3 0 円	
		週 4 日目以降	30 分以上	3, 2 8 0 円	
			30 分未満	2, 5 5 0 円	
	同一建物、同一 日 10 人以上 19 名以下	月 20 日目まで	30 分以上	2, 7 6 0 円	
			30 分未満	2, 1 1 0 円	
		月 21 日目以降	30 分以上	2, 6 6 0 円	
			30 分未満	2, 0 1 0 円	
	同一建物、同一 日 20 人以上 49 名以下	月 20 日目まで	30 分以上	2, 7 1 0 円	
			30 分未満	2, 0 7 0 円	
		月 21 日目以降	30 分以上	2, 6 1 0 円	
			30 分未満	1, 9 7 0 円	
	同一建物、同一 日 50 人以上	月 20 日目まで	30 分以上	2, 6 1 0 円	
			30 分未満	1, 9 9 0 円	
		月 21 日目以降	30 分以上	2, 5 1 0 円	
			30 分未満	1, 8 9 0 円	
精神科訪問 看護 基本療養費 (Ⅳ)		外泊中・1日につき		8, 5 0 0 円	入院中の試験外泊時における訪問
精神科訪問 看護 管理療養費		1 日目		7, 7 1 0 円	上記の訪問看護基本療養費 (Ⅳ) 以外すべてに算定
		2 日目以降		3, 0 1 0 円	

※同一建物居住者とは

- ◇ 有料老人ホーム、マンションなどの集合住宅、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等に入居又は入所している複数の利用者
- ◇ 短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護介護予防短期入所生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護などのサービスを受けている複数の利用者
- ◇ 同じ運営主体の複数の建物が立地する同一敷地内に居住する利用者

※同一建物居住者に訪問する場合の算定は、(Ⅰ) と (Ⅲ) 混合になるときもあります。

※ 1泊2日以上の外泊で入院中1回（厚生労働大臣が定める疾病は入院中2回）

※ 特掲診療料の施設基準等別表第7に掲げる疾病等の者

※ 特掲診療料の施設基準等別表第8各号に掲げる者

※ その他在宅療養に備えた一時的な外泊に当り、訪問看護が必要であると認められた者

2 - 2) 精神科訪問看護基本療養費 加算

【医療保険】

項 目		金 額		内 容
精神科 緊急訪問看護加算	1 日につき	月 14 日目まで	2,650 円	主治医の指示により、緊急に訪問看護を実施した場合。
精神科 緊急訪問看護加算	1 日につき	月 15 日目以降	2,000 円	主治医の指示により、緊急に訪問看護を実施した場合。

夜間・早朝 訪問看護加算	同一建物 2 人以下		2,100 円	早朝（6 時～8 時） 夜間（18 時～22 時）
	同一建物 3 人以上 9 人以下	月 15 日目まで	2,100 円	
		月 16 日目以降	1,900 円	
	同一建物 1 日に 10 人以上 19 人以下	月 15 日目まで	1,800 円	
		月 16 日目以降	1,300 円	
	同一建物 1 日に 20 人以上 49 人以下	月 15 日目まで	1,200 円	
		月 16 日目以降	950 円	
	同一建物 1 日に 50 人以上	月 15 日目まで	1,000 円	
		月 16 日目以降	800 円	
深夜訪問看護 加算	同一建物 2 人以下		4,200 円	深夜（22 時～6 時）
	同一建物 3 人以上 9 人以下	月 15 日目まで	4,200 円	
		月 16 日目以降	4,000 円	
	同一建物 1 日に 10 人以上 19 人以下	月 15 日目まで	3,900 円	
		月 16 日目以降	2,300 円	
	同一建物 1 日に 20 人以上 49 人以下	月 15 日目まで	2,100 円	
		月 16 日目以降	1,500 円	
	同一建物 1 日に 50 人以上	月 15 日目まで	1,800 円	
		月 16 日目以降	1,300 円	

精神科長時間 訪問看護加算		週 1 回		5,200 円	厚生労働大臣が定める対象者
------------------	--	-------	--	---------	---------------

精神科 複数回訪問加算	1 日 2 回	同一建物 2 人以下		4,500 円	看護師・作業療法士が精神科在宅患者支援管理料 1 又は 2 を算定する利用者へ訪問した場合
		同一建物 3 人以上 9 人以下		4,000 円	
		同一建物 1 日に 10 人以上 19 人以下		3,700 円	
		同一建物 1 日に 20 人以上 49 人以下		3,500 円	
		同一建物 1 日に 50 人以上		3,300 円	
	1 日 3 回以上	同一建物 2 人以下		8,000 円	
		同一建物 3 人以上 9 人以下	月 20 日目まで	7,200 円	
			月 21 日以降	6,900 円	
		同一建物 1 日に 10 人以上 19 人以下	月 20 日目まで	6,300 円	
			月 21 日以降	5,200 円	
		同一建物 1 日に 20 人以上 49 人以下	月 20 日目まで	4,800 円	
			月 21 日以降	3,500 円	
		同一建物 1 日に 50 人以上	月 20 日目まで	4,100 円	
			月 21 日以降	3,000 円	

精神科重症患者支援管理 連携加算 (重度の精神疾患により通院が困難な患者へ保健医療機関の医師などが訪問診療や訪問看護を行う際に算定)	精神科在宅患者支援管理料 2 のイの利用者	8,400 円	イ) 週 2 回
	精神科在宅患者支援管理料 2 のロの利用者	5,800 円	ロ) 月 2 回

訪問看護情報提供療養費 1・3	月 1 回	1, 5 0 0 円	市町村・指定特定相談支援事業所に情報提供した場合 入院入所する保健医療機関等
-----------------	-------	------------	---

複数名精神科訪問 看護加算	1 日 1 回	同一建物 2 人以下	4,500 円	看護師、保健師、作業療法士の 場合
		同一建物 3 人以上 9 人以下	4,000 円	
		同一建物 1 日に 10 人以上 19 人以下	3,400 円	
		同一建物 1 日に 20 人以上 49 人以下	3,000 円	
		同一建物 1 日に 50 人以上	2,700 円	
	1 日 2 回	同一建物 2 人以下	9,000 円	
		同一建物 3 人以上 9 人以下	8,100 円	
		同一建物 1 日に 10 人以上 19 人以下	6,880 円	
		同一建物 1 日に 20 人以上 49 人以下	6,070 円	
		同一建物 1 日に 50 人以上	5,460 円	
	1 日 3 回 以上	同一建物 2 人以下	14,500 円	看護補助者、精神保健福祉士の 場合
		同一建物 3 人以上 9 人以下	13,000 円	
		同一建物 1 日に 10 人以上 19 人以下	11,050 円	
		同一建物 1 日に 20 人以上 49 人以下	9,750 円	
		同一建物 1 日に 50 人以上	8,770 円	
		同一建物 2 人以下	3,000 円	
		同一建物 3 人以上 9 人以下	2,700 円	
		同一建物 1 日に 10 人以上 19 人以下	2,100 円	
		同一建物 1 日に 20 人以上 49 人以下	1,900 円	
		同一建物 1 日に 50 人以上	1,600 円	

訪問看護物価対応料	月の初日の訪問の場合	60 円	令和 8 年度及び令和 9 年度の物価上昇に段階的 に対応するため、管理療養費の算定に併せて算 定
	月の 2 日目以降の訪問の場合	20 円	

◆訪問看護ベースアッ プ 評価料（Ⅰ）	月 1 回	(令和 8 年 6 月 以降)1,830 円	厚生労働大臣が定める基準に適合してい るものとして地方厚生局長等に届け出た 訪問看護ステーションが主として医療に 従事する職員の賃金の改善を図る体制に ある場合月 1 回算定。訪問看護ステーシ ョンに勤務する幅広い職員の人材確保及び 確実な賃上げを実施する観点から、訪問看 護ベースアップ評価料について、評価を見 直す。
---------------------------	-------	---------------------------	--

訪問看護医療 DX 情報活用加算	月 1 回	5 0 円	利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合
------------------	-------	-------	---

3. その他保険適用外利用料金

【医療保険】

項 目	金 額		内 容
交通費	1 回につき	0 円	5 キロ未満
		1 5 0 円	5 ～ 1 0 キロ未満
		3 0 0 円	1 0 ～ 2 0 キロ未満
		4 5 0 円	2 0 キロ以上
証明手数料	1 件につき	1 1 0 円	重度心身障害者助成申請書 等
キャンセル料	1 回につき	2, 0 0 0 円	訪問時不在で事前に連絡がない場合
時間外利用料	3 0 分ごと	1, 8 0 0 円	長時間加算を算定した日以外で 訪問時間が 1 時間半を越えた場合
緊急訪問料	3 0 分ごと	4, 0 0 0 円	2 4 時間対応体制加算を算定していない場合
退院退所日訪問料	3 0 分ごと	4, 0 0 0 円	
通院入院介助料	3 0 分ごと	1, 0 0 0 円	
死後処置料	1 回につき	6, 0 0 0 円	エンゼルメイクなど
備品貸出料	1 日	1 0 0 円	吸引器・シャワーベンチ ポータブルトイレ・浴槽台 等
公共交通機関利用して通院・入院に 付き添った場合の交通費		実費	※訪問看護師が単独で帰宅した時に掛かった 交通費も同様
衛生材料等		実費	
その他必要物品等		実費	

個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

当ステーションは信頼の医療に向けて、利用者様に良い医療を受けていただけるよう日々努力を重ねています。「利用者様の個人情報」につきましても適切に管理することが非常に重要であると考えています。そのために当ステーションでは、以下の個人情報保護方針を定め確実な履行に努めます。

1. 個人情報の収集について

当ステーションが利用者様の個人情報を収集する場合、利用者様の医療・介護にかかわる範囲で行ないます。その他の目的に個人情報を利用する場合は利用目的を、あらかじめお知らせし、ご了解を得た上で実施いたします。ウェブサイトで個人情報を必要とする場合も同様にいたします。

2. 個人情報法の利用および提供について

当ステーションは、利用者様の個人情報の利用につきましては以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて使用しません。

- ◎ 利用者様の了解を得た場合
- ◎ 個人を識別あるいは特定できない状態に加工して利用する場合
- ◎ 法令等により請求された場合

当ステーションは、法令の定める場合を除き、利用者様の許可なく、その情報を第三者に提供いたしません。

3. 個人情報の適正管理について

当ステーションは、利用者様の個人情報について、正確かつ最新の状態に保ち、利用者様の個人情報の漏洩、紛失、破壊、改ざん又は利用者様の個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。

4. 個人情報の確認・修正等について

当ステーションは、利用者様の個人情報について利用者様から開示を求められた場合には、遅滞なく内容を確認し、「医療・介護分野の個人情報保護法令ガイドライン」に従って対応いたします。また、内容が事実でない等の理由で訂正を求められた場合も、調査し適切に対応いたします。

5. 問い合わせの窓口

当ステーションの個人情報保護方針に関してのご質問や利用者様の個人情報のお問い合わせは下記の窓口でお受けいたします。

個人情報相談窓口「 笹貫訪問看護ステーション愛の街 」

6. 法令の遵守と個人情報保護の仕組みの改善

当ステーションは、個人情報の保護に関する日本の法令、その他の規範を遵守するとともに、上記の各項目の見直しを適宜行い、個人情報保護の仕組みの継続的な改善を図ります。

令和 8 年 6 月 1 日

笹貫訪問看護ステーション愛の街

管理者 伊地知 幸輝

1 単に個人の名前などの情報のみを消し去ることで匿名化するのではなく、あらゆる方法をもってしても情報主体を特定できない状態にされていること。

2 第三者とは、情報主体および受領者（事業者）以外をいい、本来の利用目的に該当しない、または情報主体によりその個人情報の利用の同意を得られていない団体または個人をさす。

※ この方針は、利用者様のみならず、当ステーションの職員および当ステーションと関係のあるすべての個人情報についても上記と同様に取り扱います。

在宅看護実習受け入れ同意書

当訪問看護ステーションでは、看護学生の在宅看護実習を受け入れています。

看護学生は、人の生命や健康に関わる医療の専門職者となる教育を受けていますが、その中でも様々な実習の場で、多様な看護上の経験をすることは、とても貴重で大きな学びとなります。在宅看護実習でも下記の内容で学びを深めています。

このような看護教育の中での実習の意義をご理解いただき、在宅看護実習において看護学生が訪問看護に同行し、看護援助を行なうことにつきまして、同意くださいますようお願い申し上げます。

実習目的：地域で生活する対象者と看護の特性を理解し、良質かつ適切な看護を実践 できる能力を養う
--

記

在宅看護実習を通して、学生は様々な価値観や生活背景を有する在宅療養者と触れ合うことによって、知識を広げると同時に、その人らしく生きていくことの意味や死について探求したり、学生の豊かな人間性や感性を育む機会となります。

本同意は、いつでも撤回できますし、また撤回されても、そのことによって不利益を受けることは、一切ございません。

なお、学生が得た個人情報につきましては、訪問看護ステーションの規定にのっとり、実習中は勿論、実習終了後においても、秘密を遵守いたします。

AI ボイスレコーダー利用に関する同意書

訪問看護ステーション（以下「当ステーション」）では、看護記録の正確性向上および業務効率化のため、訪問時の看護師による記録作成に音声メモ補助機能を活用する場合があります。音声メモには、利用者さまの健康状態や生活状況などの個人情報が含まれるため、個人情報保護法および関連法令・ガイドラインに基づき、適切に管理いたします。以下の内容をご確認いただき、利用についてご同意をお願いいたします。

【目的】

- ・訪問看護記録の作成および正確性の確保
- ・看護サービスの質向上
- ・必要に応じたスタッフ間の情報共有（最小限の範囲）

【方法】

- ・看護師が訪問中に携帯端末等で音声を文字起こしします。
- ・メモ内容はクラウド上で安全に管理され、端末には残りません。

【音声メモの管理】

- ・メモ内容は暗号化された環境で保管します。
- ・アクセス権限は必要最小限の職員に限定します。
- ・データは記録作成後、当ステーションの規程に基づき適切に削除します。
- ・外部への提供は、法令に基づく場合を除き行いません。

【利用者さまの権利】

- ・音声メモへの同意は任意です。拒否してもサービス内容に不利益はありません。
- ・同意後であっても、いつでも撤回できます。

指定訪問看護事業所 笹貫訪問看護ステーション愛の街
訪問看護利用同意書

事業者	所在地	鹿児島市小原町 9-1
	法人名	公益財団法人慈愛会 笹貫訪問看護ステーション愛の街
	代表者名	理事長 今村 英仁 印
	説明者	印

笹貫訪問看護ステーション愛の街の訪問看護をご利用するに当たり、重要事項説明書を受領し、これを十分に理解した上で同意いたします。

また、サービス担当者会議等において、私及び家族に対するサービス提供に必要な範囲で個人情報を用いることに同意いたします。

令和 年 月 日

利用者	住 所	
	氏 名	印 連絡先

家族代表	住 所	
	氏 名	印
	続 柄	連絡先

保証人	住 所	
	氏 名	印
	続 柄	連絡先

24 時間対応体制加算 (緊急時訪問看護加算)	☐ 希望する ☐ 希望しない
----------------------------	--

在宅実習生受け入れ	☐ 同意する ☐ 同意しない
AI ボイスレコーダー	☐ 同意する ☐ 同意しない